

織物の数量計算について

蔵関第 1317 号
昭和 37 年 10 月 5 日
改正 蔵関第 587 号
昭和 61 年 6 月 6 日

〔決定〕

総数量 (stain 込みのもの) を課税対象数量とする。ただし、価格については仕入書金額を認めて差し支えない。

〔C、D 税関提案要旨〕

織物に糸むら、染むらその他のきずのある場合は、商習慣として、1 カ所につき大体 1/4 ヤードを差し引いた数量で決済を行い、現品には、耳に色系等を用いて stain の箇所を示している。

この stain の認否に関して、織物の課税対象数量の算出は、stain 込みの gross length によるか、又は net length によつて面積計算を行うかについて各関の取扱いを問う。

第 1 説 商習慣を認め、仕入書に記載された純数量 (stain を差し引いたもの) を課税対象数量とし、価格は仕入書金額を認める。

第 2 説 総数量 (stain 込みのもの) を課税対象数量とし、価格は仕入書金額を認める。

〔決定〕

従来の実績より勘案してキログラム当りの標準平方メートルを定めておき、これより平方メートルを算出しても差し支えない。

〔D 税関提案要旨〕

Fents は、各織物特掲項目に分類される場合、その際の統計単位平方メートルを算出することは実際上はなはだ困難である。

算定方法としては、次の 3 つの方法が考えられる。

(イ) 従来の実績より勘案して kg 当たりの標準 SM を定めておきこれより算出する。

(ロ) 織物類のくずに分類する。

(ハ) Fents について特掲し、単位は kg とする。

当関は (ハ) によりたい。